

公共施設の適正化に関する計画の見直しに対する意見一覧

提出者	長谷川議員
ページ	全ページに関して
項目	簡易な変更でなく、全面的な変更であるため、市民に周知すること。
内容	見るからに、赤字の部分が多く、だれが見ても、簡易な変更ではない。よって、市民に対して、広く意見を聞くためのパブリックコメントを募集すべきと考える。市民に対して公告するようには言っていたが、市民の意見を反映する場を設けるのが行政の役割だと考えるため要望する。

提出者	小川議員
ページ	全体を通して
項目	市民への十分な情報提供について
内容	今回の改訂は「軽微な変更」ではない。総務省「公共施設等総合管理計画の策定指針」に基づき、当初から変わった部分を解説(変えた理由)付きで情報提供し、意見を徴収すること。

提出者	北原議員
ページ	2
項目	2 学校施設
内容	<p>①変更前:2学校施設 1行目から4行目「北播磨地域・・・が必要となります。」 変更案:「建築後かなりの年数が経過していることから、来年度、長寿命化計画を策定し、長寿命化計画によって見直しが必要となります。」</p> <p>②2ページ下から1行目と3ページ上から1行目「なお、建設工事の完了前ですが・・・移転します」を削除。</p> <p>理由:文科省の『耐力度調査』には、工法によって大規模改修や耐震化工事(添付ファイル参照)がきちんと反映できません。特に社中学校の武道館でも点数が低くでたように、長寿命化のメニューで改修しないと、改修歴に反映しないのが1番の欠点です。よって電話で確認すると文科省も建物診断でなくあくまで調査で事業採択の様式の一部と言っています。また引越し代やスクールバス代がかかるのに一向に費用面に関して議会への説明もないので、上記のように文章の修正を依頼します。</p>

公共施設の適正化に関する計画の見直しに対する意見一覧

提出者	山本議員
ページ	4ページ
項目	東条文化会館
内容	適正化計画について 軽微な変更には過ぎないと説明を繰り返されたが、結果として、当初計画は大きく変わって、同意なき事業が実行されることにならないのか。そういう結果にならないのか。それでよいのか。

提出者	小川議員
ページ	4ページ下から3行目から
項目	③東条文化会館・・・その1
内容	「当面は、NPO法人・・・評価・検証を行い、その後の運営方針を決定します。」とあるが、評価・検証は指定管理期間を満了した時点あるいは満了の事前で評価するものであり、現指定管理者が期間途中で指定管理を放棄した場合その時点で施設を停止する旨を記載すべき。(市長は期間途中で現指定管理者が運営できないとなれば市が直営で運営することはなくその時点で停止する。と一般質問で答弁している。)

提出者	小川議員
ページ	4ページ下から2行目から
項目	③東条文化会館・・・その2
内容	「施設修繕については、市民が利用する上で不可欠なもの・・・」とあるが、当初計画に記載のあった「安全上必要なもの」も併せて記載すべき。

提出者	小川議員
ページ	4ページ最下段
項目	③東条文化会館・・・その3
内容	「躯体等の大規模な修繕が必要となる場合は・・・」とあるが「躯体等」と「大規模」の定義を定めておくべき。理由：施設の停止基準があいまいで停止か継続かの判断できず混乱する。

公共施設の適正化に関する計画の見直しに対する意見一覧

提出者	高瀬議員
ページ	8ページ
項目	⑥東条グラウンド
内容	借地の解消に取り組みながら ↓ 借地を解消する

提出者	長谷川議員
ページ	10ページ上段に関して
項目	(3)福祉センター等について
内容	福祉センターとどろき荘に関して、「施設の複合化を図り、さらに、一層の維持管理経費の削減や利用料収入の増加に努め、令和4年度までの指定管理期間中において、収支バランスの取れた事業運営が見込まれない場合は温泉施設の廃止を決定します。」とありますが、とどろき荘は福祉施設であり観光施設ではないので、廃止します。は可笑しいでしょう、資源の活用をして地域活性化に努めると口では言いながら、何故つぶすのか？観光施設においても収支バランスが取れない場合は停止すると言っていたのに、いくらでもお金を突っ込んで存続させようとする考えがわかりません。これが適正な配置計画と言えるのか、この記述でいくなら、「収支の悪い施設は期日を切って停止する」と記載すべきと考え修正を強く望む。

提出者	鷹尾議員
ページ	10～11
項目	「東条福祉センターとどろき荘」と「やしろ鴨川の郷」「滝野温泉ぽかぽ」
内容	「やしろ鴨川の郷」「滝野温泉ぽかぽ」は、社会情勢が変化したので、当初の目標数字の達成は難しいから、ぽかぽで記載されていた、「30年度の入館者数20万人、売上1億円を目指す」については触れず、トーンを下げて「効果的な管理運営に取り組む。」と記載。 一方、「東条福祉センターとどろき荘」は、「令和4年度までの……温泉施設の廃止を決定する」と明記している。「社会情勢が変化した」について認めないというのではなく、すべての事業について、この視点で見直す必要があるのではないか。

公共施設の適正化に関する計画の見直しに対する意見一覧

提出者	鷹尾議員
ページ	11
項目	「滝野温泉ぽかぽ」
内容	「湯量の大幅な減少……廃止も含めて今後の運営について検討する」については、当たり前のことで、あえて記述する必要はない。

提出者	小川議員
ページ	11ページ 4行目以降
項目	5 観光、産業振興施設
内容	「特に、施設の維持管理費用が高額であるやしろ鴨川の郷及び滝野交流保養館……収支改善を目指します。」とあるが、併せて当初計画に記載の「しかし、大幅な収支改善等効率的な経営が見込めないと判断した場合は廃止することとします。」を記載すべき。理由：公共施設適正配置計画の趣旨の沿うため。と、これまで議会では当初計画の記載に基づき経営改善策を指摘してきた経緯がある。また今回の東条温泉とどろき荘は具体的に記載されており取組み趣旨の整合性を図るべき。